

## 1 条例・計画等の策定状況

### (1) 「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」の制定（平成 13 年（2001 年））

人権施策の総合的な推進について、広く意見を求めるため、平成 11 年（1999 年）7 月に「滋賀県人権施策推進懇話会」を設置し、平成 12 年（2000 年）9 月に懇話会から、人権施策を推進するうえでの基本理念、基本方向、推進体系について提言を受けました。この提言を踏まえて、人権施策を総合的に推進するための基本となる「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を平成 13 年 4 月に施行しました。また、併せて、知事を本部長とする「滋賀県人権施策推進本部」を設置し、庁内の推進体制の整備を図りました。

### (2) 「滋賀県人権施策基本方針」の策定（平成 15 年（2003 年））

「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」第 4 条で「知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針を定めるものとする」と規定されていることを踏まえ、平成 13 年（2001 年）7 月に設置した「滋賀県人権施策推進審議会」の意見を聴き、その答申を受けて、平成 15 年（2003 年）3 月に「滋賀県人権施策基本方針」を策定しました。

### (3) 「滋賀県人権施策推進計画」の策定（平成 16 年（2004 年））

平成 16 年（2004 年）3 月、県が推進すべき基本施策の一つである人権意識高揚のための教育・啓発について「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」を策定しました。この計画の期間終了に伴い、平成 23 年（2011 年）3 月、人権教育・啓発を含めた「滋賀県人権施策基本方針」に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るため、「滋賀県人権施策推進計画」を策定しました。また、その後、平成 28 年（2016 年）3 月に同計画を改定しました。

#### <計画の基本的な考え方>

##### ○命を大切にし、安心して暮らせる社会

命を大切にし、私たち自身の心身や生活が脅かされることなく安心して暮らせる社会の実現とともに、豊かな自然と人権が尊重される社会を将来の世代に引き継ぐことをめざします。

##### ○一人ひとりが輝く社会

一人ひとりが様々な個性を持ったかけがえのない存在として尊重され、誰もが生きがいを持って暮らせる社会の実現とともに、一人ひとりの持つあらゆる可能性や能力が発揮され、みんなが輝く社会の実現をめざします。

##### ○多様性を認め合う共生社会

すべての人がお互いに尊重し、理解し、助け合うことにより、世代や文化など様々な違いを超え、一人ひとりの多様性が認められ、対等な関係の中で共に生きていける社会の実現をめざします。

##### ○ともに支え合う協働社会

県民や各種団体、企業、行政などの多様な主体が、連携を図り、それぞれの役割や特長をいかしながら、人権が尊重される豊かな滋賀をめざし、いきいきと活動する協働社会の実現をめざします。

## 2 人権教育・人権啓発の取組について ※具体的な取組の内容は資料 2～4-2 を参照

平成 28 年 3 月に改定した「滋賀県人権施策推進計画」において、人権施策に係る基本施策として「教育・啓発」を位置付け、複雑化・多様化する人権課題に関する施策を効果的に実施するため、以下のような方針に基づき、教育・啓発の取組を総合的に推進しています。

### ■人権教育・啓発の基本的な考え方

- ・人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高めます。
- ・一人ひとりが能力を発揮し、自己実現を図る態度を養います。
- ・様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え行動できる態度を身につけます。
- ・自発的な学習のための環境づくりを行います。

### ■人権教育

#### (1) 家庭教育

- ・子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、命や人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援します。
- ・子育てに関する学習機会や情報を提供し、地域全体で子育てに取り組む体制づくりを進めます。

#### (2) 就学前教育・学校教育

- ・自尊感情を高めるとともに人権感覚の育成を図り、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育みます。
- ・推進体制の充実を図り、安心して学ぶことのできる環境づくりを進めます。
- ・自分の生活と結びつけながら主体的に学ぶことのできる環境づくりを進めます。
- ・家庭・地域と連携した教育・保育活動を進めます。

#### (3) 社会教育

- ・人権尊重の精神を日常の生活で具現化できるよう、学習環境づくりに努めます。
- ・人権問題についての正しい理解と認識を培うために、学習内容や方法を工夫します。
- ・地域の連帯意識に支えられた住みよいまちづくりをめざし、県民の自主的な学習活動を支援します。

### ■人権啓発

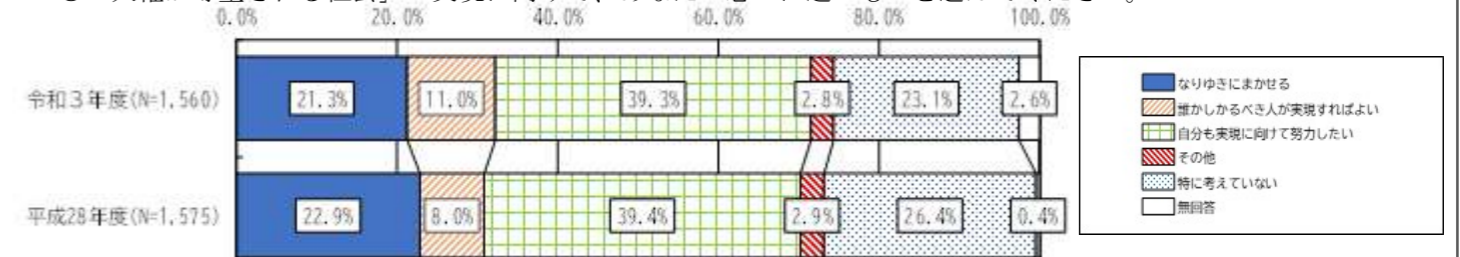
#### (1) 県民に対する人権啓発

- ・多様な啓発媒体を効果的に活用して行います。
- ・共感を生むように工夫し教材を作成します。
- ・自主的な学習の支援と県民参加の促進を行います。
- ・様々な人権啓発の実施主体との連携を図ります。

#### (2) 事業者に対する人権啓発

- ・人権が尊重される明るい職場づくりを推進します。
- ・公正な採用選考システムの確立に努めます。
- ・関係機関等との連携を図ります。

<参考> 「人権が尊重される社会」の実現に向けての考え方（令和 3 年度・平成 28 年度 人権に関する県民意識調査）  
○「人権が尊重される社会」の実現に向けて、あなたの思いに近いものを選んでください。



令和 3 年度・平成 28 年度ともに、「自分も実現に向けて努力したい」と答えた人の割合が最も高く、次いで「特に考えていない」、「なりゆきにかまける」の順となっており、人権が尊重される社会の実現に向けて自ら取り組もうとする積極的な人が一定数いる一方、消極的な人もいる状況です。